

(平成 29 年 5 月 1 日 一部変更)

(平成 31 年 3 月 20 日 一部変更)

(令和 2 年 月 日 一部変更)

鴨川市過疎地域自立促進計画 (案)

期 間 自 平成 2 8 年度
至 平成 3 2 年度

千葉県鴨川市

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	13
(4) 地域の自立促進の基本方針	18
(5) 計画期間	18
(6) 公共施設等総合管理計画との整合	18
2 産業の振興	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	21
(3) 事業計画	24
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	28
(3) 事業計画	30
4 生活環境の整備	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 事業計画	35
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	37
(3) 事業計画	39
6 医療の確保	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
7 教育の振興	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	43
(3) 事業計画	45

8	地域文化の振興等	46
(1)	現況と問題点	46
(2)	その対策	46
(3)	事業計画	46
9	集落の整備	47
(1)	現況と問題点	47
(2)	その対策	48
(3)	事業計画	49
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	50
(1)	現況と問題点	50
(2)	その対策	50
(3)	事業計画	51
◎	過疎地域自立促進特別事業一覧（平成28年度～32年度）	52

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 概要

(ア) 沿革

本市は、人口の減少や少子・高齢化の進行など、直面する様々な課題に的確に対応し、個性豊かで魅力的な地域づくりを進めていくため、平成17年2月11日、旧天津小湊町と旧鴨川市の合併により誕生した。

本市において過疎地域とみなされる区域は、昭和30年2月11日に安房郡天津町と安房郡小湊町が合併した旧天津小湊町の区域である。

(単位：km²、人)

施行年月日	沿革	面積	人口
昭和3年11月10日	安房郡湊村が小湊町となる	…	2,966
昭和29年6月1日	君津郡亀山村の一部を安房郡天津町に編入	9.3	355
昭和30年2月11日	安房郡天津町 } 安房郡天津小湊町になる 安房郡小湊町 }	28.7 15.8	8,376 4,237
平成17年2月11日	鴨川市 } 新「鴨川市」になる 安房郡天津小湊町 }	147.35 43.95	29,981 7,672

(イ) 位置及び地勢

本市は千葉県房総半島の南東部、太平洋側に位置し、東は勝浦市、西は南房総市及び鋸南町に、また、北は大多喜町、君津市及び富津市に接しており、面積は191.14km²、千葉県全体(5,157.64km²)の約3.7%を占めている。(平成26年10月1日現在)

このうち、過疎地域としてみなされる旧天津小湊町の区域は、南側が太平洋に面していることから、黒潮の影響を受けて気候が温暖である。海岸線の延長は約8kmで、南房総国立公園の一部となっており、海水浴に適した砂浜と磯根資源の豊かな岩礁地帯がある。北は清澄山系に属する山間地及び丘陵地が広がり、その一部は県立養老溪谷奥清澄自然公園に指定されている。平坦地は比較的少なく、市街地や耕地は海岸沿いを中心に形成されている。



イ 過疎の状況

旧天津小湊町は、平成2年に施行された過疎地域活性化特別措置法により、また、平成12年に施行された過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域としての指定を受け、産業の振興、高齢化への対応、生活基盤の整備等を中心に各種施策を展開してきた。

平成17年2月11日に旧鴨川市との合併により新たに「鴨川市」が誕生したが、過疎地域であった旧天津小湊町の区域は、過疎地域とみなされる区域として引き続き過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けることとなり、法令の規定に基づく「鴨川市過疎地域自立促進計画」を、合併後の第1期目として平成17年度から平成21年度までの5年間、第2期目として平成22年度から平成27年度までの6年間をそれぞれの計画期間として策定した。

また、目標年次を平成27年度とする「第1次鴨川市基本構想」をはじめ平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「鴨川市第1次5か年計画」及び平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「鴨川市第2次5か年計画」を策定し、これらの計画に基づき、漁港施設、観光施設、教育施設、福祉施設、上水道施設、廃棄物処理施設、消防・防災施設、市道等の社会資本整備のほか、集落の維持に係るソフト事業を積極的に展開し過疎地域の振興を図ってきた。

しかしながら、旧天津小湊町の区域においては、依然として若年層の流出等による人口の減少と少子・高齢化が進行する中、古くからの基幹産業である漁業をはじめとする第1次産業においては、水産資源の減少や後継者不足などが大きな課題となっている。また、観光面では、国の特別天然記念物に指定される「鯛の浦タイ生息地」や「清澄の大スギ」に代表される豊かな自然環境や美しい景観、日蓮聖人ゆかりの名刹や数多くの歴史的資源を有しているものの、近年の観光入込客数は減少傾向にあるなど、地域経済は総じて低迷気味であり、これに伴う雇用情勢も厳しい状況にある。

ウ 社会経済的発展の方向と概要

地方分権の一層の進展、人口の減少と顕著な少子・高齢化など、地方の社会情勢が大きく変容する中、地域固有の資源を活かした個性あるまちづくりが求められている。

旧天津小湊町では、これまで全国の先進的な事例となった住民自らの手による街路灯の設置、地域主体の公園づくり、農林水産資源の直販施設の開設、環境美化、福祉及び観光ボランティアなど、住民の自主的かつ主体的な地域づくりが実践されてきた。

合併後の本市は、その取組期間を平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間とする第 1 次鴨川市基本構想において、「自然と歴史を活かした観光・交流都市 ーみんなで創る光り輝くふるさとをめざしてー」を目指すべき将来像として掲げ、これまで関連施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできた。今後は平成 27 年 12 月に策定した第 2 次鴨川市基本構想に即し、本市固有の恵まれた自然環境や貴重な歴史的資源に代表される有形無形の多様な地域資源を有効に活かしながら、産学民官の協働による活力に満ちた地域の自立促進を社会・経済的発展の基本的な方向として各種施策を展開するものとする。

まず、生活基盤については、道路、公園、漁港、防災施設等の社会資本の整備を計画的に進める一方、可住地面積が少ないことから、良好な住宅地を形成するため、計画的な土地利用を促進する。また、東関東自動車道館山線や一般国道 127 号富津館山道路、首都圏中央連絡自動車道などの高規格幹線道路網の整備により交通アクセスは着実に向上しているが、都市との交流、物流や通勤・通学等の観点から、広域幹線道路網とそれを補完する市道等の一層の整備、鉄道やバス等の公共交通機関の一層の利便性の向上を図る。

産業振興については、第 1 次産業を魅力ある産業として再生するため、生産基盤の整備などを計画的かつ着実に推進する一方、農林水産業と異種産業の連携による新たな産業振興施策を促進する。商業振興については、商工会等関係団体との連携を図りながら、各種の商業振興に資する事業を支援する。観光業については、地域固有の観光資源を活かす施策を推進するとともに、地域ブランディングや効果的な情報発信等により、観光客の誘致を図る。また、国内旅行市場が縮小する中で、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を絶好の機会として捉え、外国人旅行者の誘致など、新たな客層の開拓や長期間滞在などの新たな観光需要への対応として、観光に携わる人たちのスキルアップやホスピタリティ（もてなしの心）の醸成など、観光振興を担う人材の育成に取り組む。

また、市民が住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活を送るためには、市民一人ひとりの生涯を通じた継続的な健康づくりと必要に応じた福祉サービスの充実が必要不可欠である。このことから、小児からの生活習慣病対策や、特定健診・特定保健指導、各種がん検診などの受診率向上や食生活改善への取組みをはじめ、健康づくりに関する各種団体との連携により健康寿命の延伸に努めるとともに、市民、福祉関係団体、社会福祉協議会及び行政の協働により、地域における助け合い・ささえあいの仕組みづくりを推進する。

教育振興については、小中一貫教育を基軸に、保育園、幼稚園からの子どもたちの連続した育ちを見据えた一貫した教育のあり方を追求するとともに、国際化、情報化などの課題に対応した英語教育、情報教育を推進する。また、地域への有用な人材の定着を図るため、高等学校、大学及び地域社会との連携強化を促進する。

一方で、子育て支援においても、保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズにきめ細かく対応するため、本市独自の幼保一元化をはじめ、延長保育、預かり保育及び病児保育など、保育サービスの一層の充実を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の人口は、平成 27 年の国勢調査結果によると 33,932 人であり、昭和 35 年以降一貫して減少傾向にあるが、世帯数は核家族化の進行により増加傾向にある。

このうち旧天津小湊町の区域における人口は、昭和 33 年の 13,039 人を最高として年々減少し、国勢調査の結果によると、昭和 35 年には 11,846 人、昭和 55 年には 9,479 人、平成 12 年には 7,672 人、平成 27 年には 5,942 人となっており、昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年間で、5,904 人の減（△49.8%）となっている。

また、年齢 3 区分の国勢調査人口比率をみると、高齢者比率（65 歳以上の人口の全人口に占める割合）は、昭和 55 年の 14.0%に対し、平成 12 年は 28.8%、平成 27 年は 40.7%となり、平成 27 年における県全体の高齢者比率 25.9%と比較すると、高齢化の進行が顕著である。

なお、若年者比率（15 歳から 29 歳までの人口の全人口に占める割合）については、昭和 55 年の 15.3%に対し、平成 12 年は 13.6%、平成 27 年は 10.2%と減少の一途をたどっている。

このような中、本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 27 年の 33,932 人から平成 57 年には 23,257 人に減少することが見込まれている。これを年齢 3 区分別にみると、高齢者人口（65 歳以上の人口）は 12,295 人から 9,649 人に、生産年齢人口（15 歳から 64 歳までの人口）は 17,985 人から 11,435 人に、年少人口（0 歳から 14 歳までの人口）は 3,524 人から 2,173 人にそれぞれ減少することが見込まれている。

表1-1(1-1) 人口の推移(国勢調査)【過疎地域とみなされる区域】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 11,846		人 11,292	% △4.7	人 10,357	% △8.3	人 9,886	% △4.5	人 9,479	% △4.1
0歳～14歳	4,016		3,276	△18.4	2,648	△19.2	2,390	△9.7	2,095	△12.3
15歳～64歳	6,833		6,994	2.4	6,587	△5.8	6,311	△4.2	6,059	△4.0
うち (a) 15歳～29歳	2,313		2,286	△1.2	2,076	△9.2	1,764	△15.0	1,452	△17.7
65歳以上 (b)	997		1,022	2.5	1,122	9.8	1,185	5.6	1,325	11.8
(a)/総数 若年者比率	% 19.5		% 20.2	-	% 20.0	-	% 17.8	-	% 15.3	-
(b)/総数 高齢者比率	% 8.4		% 9.1	-	% 10.8	-	% 12.0	-	% 14.0	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	人 9,163	% △3.3	人 8,640	% △5.7	人 8,172	% △5.4	人 7,672	% △6.1	人 7,208	% △6.0
0歳～14歳	1,799	△14.1	1,499	△16.7	1,267	△15.5	997	△21.3	774	△22.4
15歳～64歳	5,888	△2.8	5,462	△7.2	4,930	△9.7	4,469	△9.4	4,068	△9.0
うち (a) 15歳～29歳	1,363	△6.1	1,248	△8.4	1,132	△9.3	1,044	△7.8	884	△15.3
65歳以上 (b)	1,476	11.4	1,673	13.3	1,975	18.1	2,206	11.7	2,366	7.3
(a)/総数 若年者比率	% 14.9	-	% 14.4	-	% 13.9	-	% 13.6	-	% 12.3	-
(b)/総数 高齢者比率	% 16.1	-	% 19.4	-	% 24.2	-	% 28.8	-	% 32.8	-

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,493	% △9.9	人 5,942	% △8.5
0歳～14歳	634	△18.1	561	△11.5
15歳～64歳	3,504	△13.9	2,963	△15.4
うち (a) 15歳～29歳	688	△22.2	608	△11.6
65歳以上 (b)	2,352	△0.6	2,416	2.7
(a)/総数 若年者比率	% 10.6	-	% 10.2	-
(b)/総数 高齢者比率	% 36.2	-	% 40.7	-

※ 総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

表 1 - 1 (1-2) 人口の推移 (国勢調査) 【市全体】

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 46,054		人 43,828	% △4.8	人 42,308	% △3.5	人 41,735	% △1.4	人 41,159	% △1.4
0 歳～14 歳	14,281		11,332	△20.6	9,634	△15.0	9,375	△2.7	8,821	△5.9
15 歳～64 歳	27,739		28,212	1.7	27,750	△1.6	26,847	△3.3	26,217	△2.3
うち (a) 15 歳～29 歳	9,385		9,329	△0.6	8,927	△4.3	7,760	△13.1	6,448	△16.9
65 歳以上 (b)	4,034		4,284	6.2	4,924	14.9	5,513	12.0	6,121	11.0
(a)／総数 若年者比率	% 20.4		% 21.3	—	% 21.1	—	% 18.6	—	% 15.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 8.8		% 9.8	—	% 11.6	—	% 13.2	—	% 14.9	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率								
総数	人 40,965	% △0.5	人 39,866	% △2.7	人 39,283	% △1.5	人 37,653	% △4.1	人 36,475	% △3.1
0 歳～14 歳	8,026	△9.0	6,536	△18.6	5,677	△13.1	4,738	△16.5	4,183	△11.7
15 歳～64 歳	25,875	△1.3	25,315	△2.2	24,299	△4.0	22,652	△6.8	21,201	△6.4
うち (a) 15 歳～29 歳	6,083	△5.7	6,406	5.3	6,402	△0.1	5,784	△9.7	4,789	△17.2
65 歳以上 (b)	7,064	15.4	7,991	13.1	9,298	16.4	10,263	10.4	11,022	7.4
(a)／総数 若年者比率	% 14.8	—	% 16.1	—	% 16.3	—	% 15.4	—	% 13.1	—
(b)／総数 高齢者比率	% 17.2	—	% 20.0	—	% 23.7	—	% 27.3	—	% 30.2	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 35,766	% △1.9	人 33,932	% △5.1
0 歳～14 歳	3,929	△6.1	3,524	△10.3
15 歳～64 歳	20,221	△4.6	17,985	△11.1
うち (a) 15 歳～29 歳	4,446	△7.2	4,244	△4.5
65 歳以上 (b)	11,567	△4.9	12,295	6.3
(a)／総数 若年者比率	% 12.4	—	% 12.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 32.3	—	% 36.2	—

※ 総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

表1-1(2-1) 人口の推移（住民基本台帳）【過疎地域とみなされる区域】

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 7,933	—	人 7,431	—	% △6.3	人 6,731	—	% △9.4
男	3,890	% 49.0	3,601	% 48.5	△7.4	3,256	% 48.4	△9.6
女	4,043	% 51.0	3,830	% 51.5	△5.3	3,475	% 51.6	△9.3

区分	平成27年3月31日			平成29年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 6,206	—	% △7.8	人 5,873	—	% △5.4	
男 (外国人住民除く)	3,021	% 48.7	△7.2	2,872	% 48.9	△4.9	
女 (外国人住民除く)	3,185	51.3	△8.3	3,001	51.1	△5.8	
参考	男(外国人住民)	12	23.1	—	13	22.8	8.3
	女(外国人住民)	40	76.9	—	44	77.2	10.0

区分	平成30年3月31日			
	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 5,735	—	% △2.3	
男 (外国人住民除く)	2,802	% 48.9	△2.4	
女 (外国人住民除く)	2,933	51.1	△2.3	
参考	男(外国人住民)	11	17.7	△15.4
	女(外国人住民)	51	82.3	15.9

表1-1(2-2) 人口の推移（住民基本台帳）【市全体】

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 38,602	—	人 37,400	—	% △3.1	人 36,067	—	% △3.6
男	18,478	% 47.9	17,914	% 47.9	△3.1	17,291	% 47.9	△3.5
女	20,124	52.1	19,486	52.1	△3.2	18,776	52.1	△3.6

区分	平成27年3月31日			平成29年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 34,319	—	% △4.8	人 33,345	—	% △2.8	
男 (外国人住民除く)	16,451	% 47.9	△4.9	15,979	% 47.9	△2.9	
女 (外国人住民除く)	17,868	52.1	△4.8	17,366	52.1	△2.8	
参考	男(外国人住民)	143	34.9	—	219	40.1	53.1
	女(外国人住民)	267	65.1	—	327	59.9	22.5

区分	平成30年3月31日			
	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 32,835	—	% △1.5	
男 (外国人住民除く)	15,727	% 47.9	△1.6	
女 (外国人住民除く)	17,108	52.1	△1.5	
参考	男(外国人住民)	222	39.6	1.4
	女(外国人住民)	339	60.4	3.7

表1-1(3) 人口の今後の見通し(国立社会保障・人口問題研究所)【市全体】

区分	平成27年	平成32年		平成37年		平成42年	
	国勢調査	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率
総数	人 33,932	人 32,126	% △5.3	人 30,270	% △5.8	人 28,431	% △6.1
0歳～14歳	3,524	3,110	△11.7	2,738	△12.0	2,548	△6.9
15歳～64歳	17,985	16,518	△8.2	15,574	△5.7	14,707	△5.6
うち (a) 15歳～29歳	4,244	4,220	△0.6	4,007	△5.0	3,602	△10.1
65歳以上 (b)	12,295	12,498	1.7	11,958	△4.3	11,176	△6.5
(a)／総数 若年者比率	% 12.5	% 13.1	—	% 13.2	—	% 12.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 36.2	% 38.9	—	% 39.5	—	% 39.3	—

区分	平成47年		平成52年		平成57年	
	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率
総数	人 26,618	% △6.4	人 24,886	% △6.5	人 23,257	% △6.5
0歳～14歳	2,391	△6.2	2,285	△4.4	2,173	△4.9
15歳～64歳	13,572	△7.7	12,315	△9.3	11,435	△7.1
うち (a) 15歳～29歳	3,209	△10.9	2,867	△10.7	2,681	△6.5
65歳以上 (b)	10,655	△4.7	10,286	△3.5	9,649	△6.2
(a)／総数 若年者比率	% 12.1	—	% 11.5	—	% 11.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 40.0	—	% 41.3	—	% 41.5	—

※ 平成27年の総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない。

イ 産業の推移と動向

平成 27 年の国勢調査結果によると、旧天津小湊町の区域における就業者数は 2,931 人で、就業率は 54.5%、このうち産業別就業人口比率は、第 1 次産業 8.5%、第 2 次産業 16.3%、第 3 次産業 75.2%となっており、第 1 次産業における就業人口の割合は、昭和 35 年の 46.7%から大きく減少した。旧天津小湊町の区域では農業従事者が少なく、第 1 次産業の大半を漁業従事者が占めていたものの、水産資源の減少や魚価の低迷による漁業所得の減少などを要因に、就業者の高齢化や後継者不足をもたらすなど、漁業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

第 2 次産業の就業人口割合は、建設業 49.3%、製造業 50.7%であり、建設業の割合が県平均値 38.1%と比して高くなっている。我が国の長引く景気低迷に伴い、民需・官需ともに低調であるなど、建設事業者の動向が懸念される。また、製造業は、小規模な経営体による家内工業や水産加工業等が中心であるが、就業者数は年々減少しており、その内情には後継者問題など多くの課題を抱えている。また、昨今の大企業による少品種大量生産の普及に加え、海外生産物の流通などにより、地方の中小企業の経営は厳しさを増している。

第 3 次産業における就業人口割合は、昭和 35 年は 36.7%であったのに対して、昭和 55 年に 60.8%となり、それ以降は一貫して増加傾向で推移している。

旧天津小湊町には、豊かな自然環境や日蓮聖人生誕の地としての歴史資源に加え、ホテルや旅館、民宿などの宿泊施設が集積されていたことから、これらの地域特性を活かした観光産業が成長してきた。観光地間の競争が激化している今日、農林漁業をはじめとする異種産業間の連携を図りながら、新たな観光資源の創造や魅力づくり、インターネットなどを利用した情報発信、広域観光の推進など、地域をあげて観光振興を推進する必要がある。

表 1 - 1 (4-1) 産業別人口の動向 (国勢調査) 【過疎地域とみなされる区域】

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,860	% △0.9	人 4,814	% -	人 4,671	% △3.0	人 4,561	% △2.4	人 4,686	% 2.7
第 1 次産業 就業人口比率	% 46.7	% -	% 39.3	% -	% 29.0	% -	% 23.3	% -	% 19.4	% -
第 2 次産業 就業人口比率	% 16.6	% -	% 16.7	% -	% 20.4	% -	% 20.4	% -	% 19.8	% -
第 3 次産業 就業人口比率	% 36.7	% -	% 44.0	% -	% 50.6	% -	% 56.2	% -	% 60.8	% -

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率								
総数	人 4,651	% △0.7	人 4,560	% △2.0	人 4,440	% △2.6	人 4,037	% △9.1	人 3,633	% △10.0
第 1 次産業 就業人口比率	% 17.2	% -	% 13.4	% -	% 11.1	% -	% 11.0	% -	% 10.4	% -
第 2 次産業 就業人口比率	% 19.2	% -	% 20.5	% -	% 22.4	% -	% 19.8	% -	% 17.4	% -
第 3 次産業 就業人口比率	% 63.5	% -	% 66.1	% -	% 66.5	% -	% 69.2	% -	% 71.9	% -

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,197	% △12.0	人 2,931	% △8.3
第 1 次産業 就業人口比率	% 9.2	% -	% 8.5	% -
第 2 次産業 就業人口比率	% 15.6	% -	% 16.3	% -
第 3 次産業 就業人口比率	% 74.6	% -	% 75.2	% -

表 1 - 1 (4-2) 産業別人口の動向 (国勢調査) 【市全体】

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 22,362		人 21,470	% △4.0	人 22,051	% 2.7	人 21,192	% △3.9	人 21,259	% 0.3
第 1 次産業 就業人口比率	% 58.8		% 50.2	—	% 41.0	—	% 33.3	—	% 27.7	—
第 2 次産業 就業人口比率	% 11.6		% 12.6	—	% 15.4	—	% 16.5	—	% 18.1	—
第 3 次産業 就業人口比率	% 29.6		% 37.2	—	% 43.5	—	% 49.8	—	% 54.1	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 21,265	% 0.0	人 20,841	% △2.0	人 21,354	% 2.5	人 19,955	% △6.6	人 18,787	% △5.9
第 1 次産業 就業人口比率	% 23.9	—	% 18.4	—	% 15.9	—	% 14.9	—	% 14.0	—
第 2 次産業 就業人口比率	% 18.5	—	% 19.5	—	% 19.1	—	% 18.0	—	% 15.8	—
第 3 次産業 就業人口比率	% 57.4	—	% 62.0	—	% 65.1	—	% 67.0	—	% 69.6	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 17,340	% △7.7	人 16,794	% △3.1
第 1 次産業 就業人口比率	% 10.8	—	% 10.7	—
第 2 次産業 就業人口比率	% 14.0	—	% 13.0	—
第 3 次産業 就業人口比率	% 74.0	—	% 76.3	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

人口の減少と少子・高齢化が一層顕著となる中、地方分権時代の市町村にあつては、自らの責任と判断で、自らの進むべき方向を見定め、具体的な施策を実行することのできる行政能力と財政基盤の確立が強く求められている。

旧天津小湊町は、平成 17 年 2 月 11 日に旧鴨川市と合併したが、その合併のメリットを最大限に活かす一方で、自立した自治体経営を確立するため、新市の行政組織機構そのものの見直し、定員適正化計画に基づく職員数の適正管理、事務事業の検証に伴う行財政運営の一層の効率化、職員の意識改革や資質の向上など、行財政改革への取組みを計画的に推進しながら、多様な行政ニーズに的確かつ柔軟に対応することが可能となるよう、安定した行財政基盤を構築する必要がある。

また、道路交通網の整備や情報化の進展などに伴い、市民の日常生活圏は市町村の行政区域を越えて広がっている。このため、本市を含む安房地域の 3 市 1 町においては、安房郡市広域市町村圏事務組合を組織し、消防及び救急業務、粗大ごみ処理、火葬場の運営、地域の救急医療などを実施している。単独の市町村では対応が困難な行政課題については、周辺自治体との連携のもと、引き続き広域行政の推進を図る必要がある。

イ 財政の状況

旧天津小湊町における平成 12 年度と平成 15 年度の決算状況を比較すると、地方税や地方交付税に代表される一般財源が大幅に減少し、これによって生じた財源不足は地方債の発行等により補ってきた。このため、起債制限比率や経常収支比率が短期間で高率に推移するなど、財政構造の硬直化が顕著となっていた。

平成 17 年 2 月 11 日、合併当時の旧天津小湊町と旧鴨川市の財政状況は共に逼迫していたが、合併に伴う国の財政支援、地方債や地方交付税上の特例措置などに加え、職員の定員適正化や行財政改革への積極的かつ計画的な取組みにより、平成 17 年度末に 7 億 2 千万円余りであった財政調整基金残高については、平成 29 年度末には 17 億 3 千万円余りまで積み増しがされるなど、本市の財政状況は、合併当時に比べると相応の改善が図られてきた。

しかしながら、主要な財政指標である実質公債費比率や将来負担比率は減少傾向にあるとはいえないものの、依然として高水準で推移している。人口の減少と顕著な少子・高齢化が同時に進行するという社会構造の中、扶助費などの社会保障費といった義務的経費の増加が明らかであること、国際化の急速な進展や高度情報化社会の到来、高度かつ多様な住民ニーズへの対応に多額の財政需要が見込まれること等を考慮すると、引き続き改革の手を緩めることなく、安定した財政基盤の構築に取り組むことが極めて重要である。

表 1 - 2 (1-1) 財政の状況【過疎地域とみなされる区域】

(単位：千円)

区分	平成 12 年度	平成 15 年度
歳入総額 A	3,127,877	3,545,832
一般財源	2,316,740	1,832,858
国庫支出金	95,833	345,178
県支出金	124,103	158,312
地方債	72,400	547,600
うち過疎債	0	82,400
その他	518,801	661,884
歳出総額 B	2,989,742	3,372,417
義務的経費	1,470,189	1,407,482
投資的経費	268,341	726,398
うち普通建設事業	262,908	670,869
その他	1,251,212	1,238,537
過疎対策事業費	175,709	624,718
歳入歳出差引額 C (A - B)	138,135	173,415
翌年度へ繰越すべき財源 D	5,573	0
実質収支 C - D	132,562	173,415
財政力指数	0.355	0.369
公債費負担比率	15.3%	16.7%
起債制限比率	12.3%	15.0%
経常収支比率	84.2%	88.8%
地方債現在高	3,073,690	3,334,333
基金積立金現在高	577,875	510,959
うち財政調整基金現在高	465,617	226,011

表1-2(1-2) 財政の状況【市全体】

(単位：千円)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成29年度
歳入総額 A	14,481,655	17,909,630	16,310,682	16,212,623
一般財源	9,271,194	9,798,913	10,115,310	9,675,179
国庫支出金	1,057,898	2,251,310	1,659,777	1,728,528
県支出金	621,479	911,736	1,203,709	902,233
地方債	1,303,785	3,087,787	1,478,914	1,340,919
うち過疎債	29,800	12,300	900	10,700
その他	2,227,299	1,859,884	1,852,972	2,565,764
歳出総額 B	13,674,226	17,135,636	15,619,365	15,724,547
義務的経費	7,185,746	7,151,406	7,436,402	7,570,091
投資的経費	1,592,560	4,710,884	2,492,723	1,843,442
うち普通建設事業	1,373,798	4,687,091	2,483,633	1,794,557
その他	4,895,920	5,273,346	5,690,240	6,311,014
過疎対策事業費	231,392	215,455	104,576	171,558
歳入歳出差引額 C (A-B)	807,429	773,994	691,317	488,076
翌年度へ繰越すべき財源 D	10,516	69,475	87,621	68,662
実質収支 C-D	796,913	704,519	603,696	419,414
財政力指数	0.547	0.55	0.53	0.52
公債費負担比率	18.1%	15.6%	15.6%	14.3%
実質公債費比率	17.9%	14.6%	10.5%	10.8%
起債制限比率	15.9%	—	—	—
経常収支比率	94.7%	83.5%	90.2%	96.6%
将来負担比率	—	117.2%	106.0%	105.4%
地方債現在高	16,958,686	18,411,219	20,194,083	19,773,811
基金積立金現在高	1,608,472	3,834,179	4,866,060	4,334,665
うち財政調整基金現在高	724,121	2,620,167	2,442,778	1,732,378

ウ 施設整備水準

旧天津小湊町は、平成 2 年に過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域の指定を受け、町道や上水道、小・中学校施設など、公共施設等の整備を進めてきた。

また、旧鴨川市との合併後も、漁港施設、観光施設、教育施設、福祉施設をはじめとした公共施設等の整備を推進してきた結果、施設整備水準は着実に上昇しているものの、市道の改良率やし尿処理に係る水洗化率などが未だ低位にあることから、今後もこれらの計画的な整備を進める必要がある。

なお、医療施設は、旧天津小湊町の区域において民間の病院及び歯科医院がそれぞれ 2 施設立地しているほか、市内には市立国保病院や民間の大規模な総合病院が立地するなど、比較的良好な環境にあるものの、老人介護施設等の設置状況は、地域によって異なっている。

表 1 - 2 (2-1) 主要公共施設等の整備状況 【過疎地域とみなされる区域】

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 15 年度末
市道					
改良率 (%)	4.7	11.5	12.0	17.0	18.3
舗装率 (%)	7.2	73.3	77.6	83.7	88.2
農道					
総延長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1 ha 当たりの延長 (m)	20.2	30.4	12.8	14.6	14.7
林道					
総延長 (m)	—	—	—	—	—
林野 1 ha 当たりの延長 (m)	11.1	5.3	3.6	2.9	2.9
水道普及率 (%)	—	—	92.8	95.7	98.0
水洗化率 (%)	—	—	—	65.0	71.4
人口 1,000 人当たりの病院、診療所の病床数 (床)	4.4	1.3	0.0	0.0	0.0

表 1 - 2 (2-2) 主要公共施設等の整備状況 【市全体】

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市道					
改良率 (%)	—	14.5	19.0	24.1	30.9
舗装率 (%)	—	32.6	58.4	65.2	68.3
農道					
総延長 (m)	—	—	—	—	8,128
耕地 1 ha 当たりの延長 (m)	—	12.3	0.9	1.6	—
林道					
総延長 (m)	—	—	—	—	70,495
林野 1 ha 当たりの延長 (m)	—	8.3	2.4	4.4	—
水道普及率 (%)	—	—	79.1	92.8	97.1
水洗化率 (%)	—	—	—	61.4	76.3
人口 1,000 人当たりの病院、診療所の病床数 (床)	—	28.7	39.6	38.8	44.5

区分	平成 29 年度末
市道	
改良率 (%)	31.7
舗装率 (%)	69.0
農道	
総延長 (m)	8,047
耕地 1 ha 当たりの延長 (m)	—
林道	
総延長 (m)	70,495
林野 1 ha 当たりの延長 (m)	—
水道普及率 (%)	99.5
水洗化率 (%)	83.2
人口 1,000 人当たりの病院、診療所の病床数 (床)	47.6

(4) 地域の自立促進の基本方針

ア 基本的方向

旧天津小湊町の区域は、多くの人々が訪れる自然環境や歴史的資源に恵まれた地域である。

この固有の条件を最大限に活かし、今後は第2次鴨川市基本構想に即した地域振興及び地域の自立を促進する。

[第2次鴨川市基本構想に示すまちづくりの基本理念]

基本理念1：「交流」のまちづくり

基本理念2：「元気」のまちづくり

基本理念3：「環境」のまちづくり

基本理念4：「協働」のまちづくり

基本理念5：「安心」のまちづくり

[第2次鴨川市基本構想に示す将来都市像]

活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

[第2次鴨川市基本構想におけるまちづくりの基本方針]

基本方針1：快適で暮らしやすい交流拠点のまち

基本方針2：環境と調和した安心・安全のまち

基本方針3：活気あふれ人が集う産業のまち

基本方針4：ともに学び未来を育む教育文化のまち

基本方針5：一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

基本方針6：みんなが主役となる協働・自立のまち

(5) 計画期間

この計画の計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 基本的方向

鴨川市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）では、公共施設マネジメント方針として、住み続けたい、新たに住みたいまちづくりにつながる公共施設マネジメントを掲げ、以下に示す5つの柱に沿った改善を行うこととしている。また、将来の人口構成の変化や地域のまちづくりと連動した公共施設の適正配置を進める中で、施設の複合化、統合・再編などにより、市全体の公共施設の総量（延床面積）の20%削減を目指すこととしている。

[5つの柱]

1：鴨川の資源を活かした公共施設の有効活用

2：地域の状況に応じた公共施設の見直しによる持続可能なまちづくり

3：公共施設跡地の有効活用と学校の多目的活用

4：計画的保全による長寿命化

5：民間活用

この計画においては、管理計画との整合を図り、公共施設等の配置の最適化を推進することとする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業の振興

(ア) 農林業

旧天津小湊町の区域における経営耕地面積は 2,523 a（2010 年農林業センサス）と少なく、また減少傾向にある。まばらな農地が多く、農地間の高低差も大きいことなどから、生産性は非常に低い状態にある。

また、若年層の新規就農者が非常に少なく、農家数や農業人口が減少するなど、後継者不足や労働力の高齢化が問題となっている。

加えて、区域内に出没する野生のサル、シカ、イノシシ、キョン、ヤマビルが増加傾向にあることから、銃やわなによる捕獲・駆除のほか、電気柵や防護ネットの設置など、被害を防止するための対策を講じているものの、広範囲で農作物被害が出ている状況である。

これらの直接被害に加え、間接的な被害として農業者の生産意欲の低下等による耕作放棄地の増加が懸念されることから、有害獣への対策を一層強化する必要がある。

区域内における森林面積は 3,750 ha で、森林率は 85.3% と非常に高くなっている。(2010 年農林業センサス) 樹種は、スギ、ヒノキなどの人工林、マテバシイやカシ類の常緑樹とコナラ等の落葉樹が混交した天然林から構成されている。

山々を覆う森林は、採算性は低いものの、独特の景観を形成するのみならず、水源のかん養、大気浄化など、様々な公益的機能を有していることから、今後も、森林の保育・管理を促進する必要がある。

経営耕地面積

	経営耕地面積	過疎地域とみなされる区域	農地割合
総数	2,523 a	43.95 k m ²	0.6%
田	2,080 a	—	—
畑	303 a	—	—
樹園地	140 a	—	—

出典：2010 年農林業センサス

農家数

総数	自給的農家	販売農家		
		専業農家	兼業農家	
			第 1 種兼業	第 2 種兼業
70	39	7	3	21

出典：2010 年農林業センサス

(イ) 水産業

旧天津小湊町の区域は、県が管理する第3種天津漁港及び小湊漁港並びに市が管理する第2種浜荻漁港を有し、主にまき網、釣り漁業などの沿岸、沖合漁業が営まれている。また、海岸線を浅海漁場として、ヒジキなどを対象とした磯根漁業も盛んである。

漁業は、旧天津小湊町の基幹産業の一つとして、水産物加工企業や水産物販売企業と結びつき、産業の振興に大きな役割を果たしてきたが、水産資源の減少や経営体の減少、消費者ニーズの変化に伴う魚価の低迷、後継者不足や就業者の減少・高齢化など、依然として厳しい状況に置かれている。

このため、生産力増進等の中心的な役割を果たす漁業協同組合の経営基盤の安定・強化を促進し、水産資源の維持と計画的な生産拡大を推進するとともに、経営体・後継者の育成を図る必要がある。

このほか、水産資源の維持と計画的な生産拡大に当たっては、あわび・はまぐり等の種苗放流や漁港の整備等による安定稼働の確保を行うとともに、本市の高品質な水産物のブランド力の強化や観光と結びつけた水産業の振興策を検討の上、展開する必要がある。

漁業就業者数の推移

(単位:人)

	漁業就業者数	就業者総数	割合
平成12年	355	4,037	8.8%
平成17年	306	3,633	8.4%
平成22年	243	3,197	7.6%

出典：国勢調査

漁業経営組織別経営体数

(単位:経営体)

	総数	個人	団体経営体		
			会社	漁業協同組合	共同経営
平成15年	186	183	1	1	1
平成20年	153	151	0	1	1
平成25年	119	118	0	0	1

出典：漁業センサス

イ 商工業の振興

(ア) 商業

本市では、一般国道128号や主要地方道千葉鴨川線といった幹線道路沿線への大型店の進出、消費者ニーズの多様化に伴う市内消費の縮小及び中小小売店の後継者不足などにより、既存商店の衰退が進んでいる。

しかしながら、地域の高齢化が進む中であって、地域のコミュニティとの結びつきなどを活かしたきめ細かなサービスを提供する地元商店などは、その必要性を増してきていることから、今後は空き店舗対策や経営の安定性の確保、地場産品を活用した付加価値の高い商品の開発などに取り組み、市民の地元消費と市外からの来訪客による消費の拡大を図る必要がある。

(イ) 工業

旧天津小湊町の区域は、平坦地が少ない半島特有の交通事情などから、大規模企業の立地が少なく、工業の大部分を小規模な食料品関係事業所が占めているなど、地域経済における工業の割合は高くない状況となっている。

今後は、労働力の流出防止や雇用の場の確保を図るため、新たな企業の立地に取り組みつつ、既存の事業所に対する経営支援、新製品・新技術の開発や事業の拡大などに対する支援を実施し、地域の活性化を図る必要がある。

ウ 観光の振興

旧天津小湊町の区域は、南房総国立公園及び県立養老溪谷奥清澄自然公園の一部を擁する自然に恵まれた地域である。日蓮聖人生誕の地として歴史的に由緒ある誕生寺や清澄寺、国の特別天然記念物として指定される「鯛の浦タイ生息地」をはじめとした、歴史ある神社仏閣、景勝地のほか、充実した温泉・宿泊施設など、多くの観光資源にも恵まれ、観光産業は基幹産業の一つとして発展してきた。

しかしながら、近年の旅行ニーズの多様化や地域間競争の激化などにより、地域を訪れる観光客は減少傾向にあることから、観光客の利便性の向上に資する観光公衆トイレ・案内サインの整備、スポーツ等の合宿施設を核として多目的に利用できる屋内運動場や民間が参入できるテナント、物販機能を有する施設等の整備などをはじめ、自然や歴史を活かした既存の観光資源のブラッシュアップ、一般国道128号沿い花壇への植栽を積極的に推進するほか、ホスピタリティの醸成や観光宣伝・観光イベントの充実を図る必要がある。

また、産学民官の連携により設置された鴨川市観光プラットフォーム推進協議会を推進組織として、「心と身体が満たされる癒しのリゾート鴨川」をコンセプトとする地域ブランディングやシステム的な情報発信を行うとともに、旅行者の利便性の向上を図るため、観光の総合窓口としての機能を充実させていく必要がある。

これらに加えて、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を見据えた、外国人旅行者の受入れ体制の整備、人材育成などへの積極的な取り組みが求められる。

(2) その対策

ア 農林水産業の振興

(ア) 農林業

- 持続的発展が可能な営農環境の創出
 - 人・農地プランの作成と見直し
 - 担い手への農地集積の促進
 - 新規就農者の確保
 - 農業経営体への支援
 - 植物防疫の促進
- 農産物の高付加価値化と販売促進
 - 一次産品の高付加価値化と販売促進
- 有害鳥獣対策の強化
 - 有害鳥獣対策の強化
- 農業の多面的機能の発揮の促進

日本型直接支払制度の促進

- 都市農村交流等の促進
 - ふるさと回帰支援センターの機能強化
- 畜産経営の安定化
 - 畜産経営体への支援
 - 耕畜連携への助成
 - 家畜伝染病予防対策の促進
- 森林の保全と活用
 - 森林の保育管理の促進
 - 森林植生図の作成
 - 林道の整備

(イ) 水産業

- 水産業の持続的発展が可能な環境の創出
 - 漁業経営体への支援
 - 栽培漁業の促進
 - 漁業の担い手の育成
- 水産物の高付加価値化と販売促進
 - 一次産品の高付加価値化と販売促進（再掲）
- 漁業生産基盤の整備
 - 県営漁港の整備促進
 - 市営漁港の整備

イ 商工業の振興

- 指導団体の育成・強化
 - 商工会活動等の促進
- 中小商工業者の経営支援の推進
 - 商店街等活性化の支援
 - 中小企業等の経営支援及び起業環境の整備
- 企業立地と雇用の拡大の促進
 - 企業立地等の促進
- 農商工連携、経済交流と販路拡大の促進
 - 一次産品の高付加価値化と販売促進（再掲）
 - 物産の販路拡大の促進

ウ 観光の振興

- 観光振興施策全般の総合的な推進
 - 観光振興基本計画の策定及び推進
- 観光・交流資源の整備充実
 - 温泉事業の活性化
 - 海岸砂浜の有効活用

- 市営駐車場の適切な維持管理の推進
- 観光関連施設等の整備
- 安全・安心な魅力ある海岸づくり
- 国道等美化花壇の整備
 - 美化花壇の植栽・管理
- 観光イベント等の充実
 - 観光イベント等への支援
 - 観光イベント等の誘致
- 受入れ体制の強化
 - 観光団体の機能強化
 - 近隣市町村等との広域連携の推進
 - 中間支援組織の機能強化
- 地域イメージの確立及び観光関連情報のシステムの発信
 - 情報発信力の強化（観光宣伝キャンペーンへの参加）
 - 観光宣伝ツールの充実
 - フィルムコミッションの推進
 - ふるさと大使制度の推進
- インバウンドの推進
 - インバウンドに対応できる人材の育成
 - インバウンドの観光宣伝の充実
- 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致
 - 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(2) 漁港施設	天津漁港整備事業 長寿命化事業に対する負担金 外	千葉県	
		小湊漁港整備事業 長寿命化事業に対する負担金 外	千葉県	
	(8) 観光又はレク リエーション	観光公衆トイレ整備事業 清澄観光トイレ	鴨川市	
		小湊小・中学校跡地等活用事業 合宿向け宿泊施設の整備 屋内運動場の整備 運動場の整備	鴨川市	
		トレッキングルート整備事業 清澄・四方木地内	清澄・四方木 地区活性化協 議会、鴨川市	
		案内サイン整備事業 清澄・四方木地内	清澄・四方木 地区活性化協 議会、鴨川市	
		景勝地環境整備事業 白岩周辺 不動滝周辺	清澄・四方木 地区活性化協 議会、鴨川市	
		(9) 過疎地域自立 促進特別事業	浜荻漁港機能保全事業 機能保全計画策定	鴨川市
	あわび種苗放流事業 種苗の購入・放流に対する支援		東安房漁業協 同組合、鴨川 市	
	ちょうせんはまぐり種苗放流事業 種苗の購入・放流に対する支援		東安房漁業協 同組合、鴨川 市	
	温泉事業活性化支援事業 温泉を活用した取組みに対する支援		小湊温泉組 合、鴨川市	
	観光駐車場維持管理事業 小湊駅前駐車場		鴨川市	
	観光イベント事業 連夜の花火等の開催に対する支援 トレイルラン等の誘致		一般社団法人 鴨川市観光協 会、鴨川市 外	
	国道等花壇整備事業 花壇の植栽・管理		鴨川市	
	(10) その他		有害鳥獣対策事業 (捕獲・駆除) サル・シカ・イノシシ・キョン等の 捕獲・駆除	鴨川市

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		有害鳥獣対策事業（被害防止） 電気柵・防護ネット等の設置に対する支援	鴨川市有害鳥 獣対策協議 会、鴨川市	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 交通体系の整備

(ア) 広域幹線道路

本市の道路網は、海岸沿いの一般国道 128 号と西部を南北に縦貫する一般国道 410 号の 2 路線をはじめ、主要地方道 6 路線、一般県道 4 路線と市道によって構成されている。

東関東自動車道館山線や一般国道 127 号富津館山道路、首都圏中央連絡自動車道などの高規格幹線道路網の整備が着実に進められ、南房総地域への交通アクセスの向上は図られている一方、これらと本市を結ぶ国県道は、継続的な整備が進められているものの、千葉県が掲げる県都 1 時間構想や高速道路アクセス 30 分構想の早期実現のためには、今後も広域幹線道路網の一層の整備促進を図る必要がある。

旧天津小湊町の区域においては、一般国道 128 号から北方に主要地方道市原天津小湊線及び天津小湊夷隅線並びに一般県道内浦山公園線が延びており、道路網の骨格を形成している。

このうち一般国道 128 号は、旧天津小湊町の区域と旧鴨川市の区域を結ぶ主要な道路であるため、交通量の増加に伴い、恒常的な自然渋滞を引き起こしているほか、特に天津・小湊間においては津波や土砂崩れなどの災害発生時に機能しない恐れもあることから、それを代替し得るバイパスについて早期に整備を行う必要がある。

また、主要地方道の 2 路線は旧天津小湊町の区域と近隣市を結ぶ、通勤や買い物など日常生活に欠かせない幹線道路であるばかりでなく、観光客の利用する道路としても重要な役割を担っている。このうち、主要地方道市原天津小湊線は着実に改良が進められているものの、平成 33 年に実施の日蓮聖人生誕 800 年祭に向けて早期に整備を行う必要がある。

(イ) 市内の生活道路

本市の市道延長は 743,535m であり、道路舗装率は 68.8%、道路改良率は 31.3% となっている。(平成 27 年 3 月 31 日現在)

このうち旧天津小湊町の区域における市道延長は 55,414m であり、幹線道路を中心に改良工事や舗装工事等を実施してきた結果、道路舗装率 (89.0%) は高水準にあるものの、道路改良率 (20.4%) は未だ低い状況にある。また、市道に架かる橋梁については、経年劣化への対応により通行時の安全確保を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づく継続的な整備が必要である。

これらのほか、地域からの要望などに基づき、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全を目的とした施設を適宜整備する必要がある。

イ 公共交通網の充実

(ア) 鉄道

本市の鉄道は、海岸沿いを一般国道 128 号とほぼ並行して J R 外房線・内房線が運行され、市内には 5 つの駅が設置されている。

このうち旧天津小湊町の区域では、外房線の安房小湊駅及び安房天津駅が設置されてい

るが、運行本数は少なく、さらに利用者数の低迷により特急列車の減便、運行区間の短縮がなされるなど、市民のみならず、観光客にとっても利便性に乏しい路線となっている。

このため、全線における複線化や運行本数の増加などにより、利便性の向上を図るとともに、両駅周辺の整備を促進する必要がある。

J R 駅 1 日 平均 運 輸 状 況

(単位:人、%)

	安房小湊駅乗車人員			安房天津駅乗車人員			安房鴨川駅乗車人員		
	計	普通	定期	計	普通	定期	計	普通	定期
平成20年度	252	162	90	179	60	119	1,695	844	851
平成25年度	198	145	53	143	45	98	1,467	706	761
増減率	△21.4	△10.5	△41.1	△20.1	△25.0	△17.6	△13.5	△16.4	△10.6

出典：千葉県統計年鑑

(イ) バス路線

本市のバス路線は、一般路線バスとコミュニティバスのほか、東京駅や千葉駅などと安房鴨川駅や安房小湊駅の周辺を結ぶ高速バス、イオンモール木更津、安房白浜と亀田病院や安房鴨川駅を結ぶ急行バスが運行されており、市民の身近な足として、また観光客や市民の広域的な移動手段として大きな役割を果たしている。

旧天津小湊町の区域においても、一般路線バス（市内線）、コミュニティバス（北ルートの一部・清澄ルート）及び高速バス（小湊御宿東京線・勝浦東京線）が運行されている。

平成 27 年 6 月には公共交通空白地域の解消等を目的として、コミュニティバス（北ルート）の運行路線を内浦山県民の森まで延伸したところであるが、引き続き多様化するニーズを的確に捉え、利用者の利便性向上を図るとともに、利用の促進に取り組み、バス交通の維持確保に努める必要がある。

一般路線バスの運輸状況（旧天津小湊町の区域を主な経過地又は起終点とする路線）

路線名	運行区間			輸送人員		
	起点	主な経過地	終点	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市内線	鴨川駅前	天津駅前	興津駅	33,543	73,689	74,081
	鴨川駅前	天津駅前	行川アイランド	82,433	33,948	29,190
	仁右ヱ門島入口	鴨川駅前	天津駅前	66,090	60,538	62,646
	鴨川駅前	新谷前	行川アイランド	-	84	116
	鴨川駅前	亀田病院	天津駅前	-	1,652	1,442

出典：鴨川市統計書（平成 26 年版）

コミュニティバスの運輸状況（旧天津小湊町の区域を主な経過地又は起終点とする路線）

路線名	運行区間			輸送人員		
	起点	主な経過地	終点	平成23年度	平成24年度	平成25年度
北ルート	金山ダム	大日・鴨川駅	鯛の浦	8,967	11,338	13,088
清澄ルート	天津小湊支所	天津駅・清澄寺	奥清澄	10,327	9,542	8,716

出典：鴨川市統計書（平成 26 年版）

高速バスの運輸状況（旧天津小湊町の区域を主な経過地又は起終点とする路線）

路線名	運行区間			輸送人員		
	起点	主な経過地	終点	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小湊御宿 東京線	安房小湊駅	市原鶴舞バス ターミナル	浜松町バス ターミナル 東京駅	32,119	34,381	34,353
勝浦急行 線	安房小湊駅	大多喜	上総牛久駅	4,145	4,166	285
勝浦東京 線	浜松町バス ターミナル 東京駅	大多喜	安房小湊駅	-	-	9,713

出典：鴨川市統計書（平成26年版）

ウ 情報化の推進

パソコン、携帯電話等の情報通信機器が普及し、インターネット利用が日常化するなど、情報技術の飛躍的な進歩等によって高度情報化が進展していることから、市民の生活圏や経済圏の実態に即した情報ネットワーク化を促進するとともに、情報化に対応した行政サービスの向上及び行政情報発信機能の更なる充実を図る必要がある。

また、災害時の情報伝達手段である防災行政無線のデジタル化は市内全域で概ね完了したところであるが、今後は地域からの要望に基づく子局の追加整備のほか、有事の際に防災関連情報を確実に伝達するための手段として、デジタル式防災ラジオなどの普及を進める必要がある。

エ 地域間交流の推進

地域の活性化や友好関係の一層の進展に資するため、本市の豊かな自然環境や歴史・文化資源、農林水産資源など多くの地域資源を活用し、姉妹都市である山梨県南巨摩郡身延町をはじめ、友好都市の東京都荒川区、埼玉県さいたま市や君津市など、国内他市区町村との交流活動を積極的に展開する必要がある。

また、国際姉妹都市である米国ウィスコンシン州マニトワック市との交流をはじめ、国際交流をより一層推進するとともに、国際交流員や国際交流協会等との連携のもと、在住外国人や訪日外国人に喜ばれる多文化共生の地域づくりを進める必要がある。

（2）その対策

ア 交通体系の整備

○幹線道路の整備

国・県道の整備促進

○一般市道等の整備

生活道路の整備

橋梁の維持管理

舗装及び法面等の維持管理

- 交通安全対策の推進
 - 交通安全施設の整備
 - 通学路の安全対策
 - 高齢者等の交通安全対策の推進

イ 公共交通網の充実

- 幹線交通の充実
 - J R外房線の利便性向上の促進
 - 高速バスの利便性向上の促進
- 生活交通の維持確保
 - 民間バス路線の利便性の維持確保
 - コミュニティバスの運行
- 地域公共交通網の維持確保・充実
 - 公共交通の利用促進
 - 地域公共交通網形成計画の推進

ウ 情報化の推進

- 情報発信・交流の推進
 - S N S等を活用した情報発信・交流の推進
- コンビニを活用した市民サービスの向上
 - 証明書等のコンビニ交付の実施
- 情報セキュリティ（安全・保護）対策の推進
 - 情報セキュリティ対策の推進
- 防災対策の強化
 - 防災行政無線の整備充実
 - 防災ラジオの整備

エ 地域間交流の推進

- 国内姉妹都市等との交流の促進
 - 国内姉妹都市等との交流の促進
- 国際姉妹都市との交流の促進
 - 青少年海外派遣の推進
 - 民間国際交流団体等への支援
- 多文化共生の推進
 - 在住外国人の支援
- 国際化の推進
 - 国際交流員の配置

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系 の整備、情報化 及び地域間交流 の促進	(1)市道 (道路)	市道西蓮寺下線道路整備事業 改良工事	鴨川市	
		市道大風沢線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	
		市道大風沢 2 号線道路整備事業 測量業務、用地補償	鴨川市	
		市道坂本四方木線道路整備事業 測量業務、用地補償、局部改良工事	鴨川市	
		市道稚児ヶ滝線道路整備事業 局部改良工事	鴨川市	
		市道萩の巣線道路整備事業 測量業務、用地補償、局部改良工事	鴨川市	
		市道大杉新町線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	
		市道川久保線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	
		市道葛川線道路整備事業 舗装工事	鴨川市	
		市道天津駅近道線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	
		市道川脇遊覧線道路整備事業 測量業務、用地補償	鴨川市	
		市道清風寺台線道路整備事業 測量業務、側溝整備工事	鴨川市	
		市道清澄登山道線道路整備事業 舗装工事 外	鴨川市	
		市道松ヶ久保線法面補修事業 測量業務、設計業務、補修工事	鴨川市	
		市道整備事業 側溝整備工事、舗装工事等	鴨川市	
	(橋梁)	松尾橋 (天津) 橋梁補修事業 設計業務、補修工事	鴨川市	
		美ノ輪橋 (内浦) 橋梁補修事業 設計業務、補修工事	鴨川市	
		根方橋 (天津) 橋梁補修事業 設計業務、補修工事	鴨川市	
		長所橋 (内浦) 橋梁補修事業 設計業務	鴨川市	
		梅田橋 (浜荻) 橋梁補修事業 設計業務	鴨川市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		砂田橋（天津）橋梁補修事業 設計業務	鴨川市	
	(6) 電気通信施設 等情報化のため の施設 (防災行政用無線 施設)	防災行政無線整備事業 固定系（子局） 1局	鴨川市	
	(その他)	防災ラジオ整備事業 防災ラジオ 100台	鴨川市	
	(11) 過疎地域自立 促進特別事業	コミュニティバス運行事業 北ルート（磯貝～内浦山県民の森） 清澄ルート（天津小湊支所～奥清澄）	鴨川市	
	(12) その他	交通安全施設整備事業 カーブミラー・ガードレール等の設置・ 修繕	鴨川市	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道対策

本市の上水道事業における給水状況は、給水人口 34,511 人、水道普及率 99.4%に達している。(平成 27 年 4 月 1 日現在)

今日まで、南房総広域水道企業団からの受水などにより、安定的な給水を行ってきた一方、配水管や浄水場の老朽化など、課題が山積している状況にある。

今後は、水道事業の健全な運営に努めつつ、老朽化施設の更新を計画的に進めるとともに、安全で良質な水の安定供給に引き続き努める必要がある。

イ 下水処理対策

本市の公共下水道は未整備であることから、生活排水を浄化し、河川や海域の水質を保全するための汚水処理は、主に合併処理浄化槽により対応をしている。

このことから、今後も、市民への意識啓発を図りながら、合併処理浄化槽の普及拡大に努める必要がある。

ウ ごみ処理対策

市町合併時に稼働していた市内 3 箇所のごみ処理施設のうち、老朽化が著しかった鴨川市南房総市環境衛生組合焼却処理施設及び天津小湊清掃センターは平成 22 年 3 月末をもって焼却業務を終了し、鴨川清掃センターに統合して市内すべてのごみを一括処理している。(天津小湊清掃センターにおいては、ごみ持込受付業務は存続している。)

このような中、本市を含む安房地域 4 市町で組織する安房郡市広域市町村圏事務組合により、広域処理施設の建設をはじめとしたごみ処理の広域化が進められているため、この進捗を踏まえながら、鴨川清掃センターの稼働期間内における関係施設の維持管理と、広域処理施設稼働後に向けた収集運搬体制の構築を進めるとともに、天津小湊清掃センターの安全確保と天津小湊最終処分場の適正な維持管理に努める必要がある。

また、ごみ処理に係る環境負荷低減のため、分別排出の徹底や生ごみの堆肥化、自主的なリデュース・リユース・リサイクル(発生抑制・再利用・再生使用)を促進することにより、引き続きごみの減量化に努める必要がある。

エ 消防体制の充実

旧天津小湊町の区域における消防体制は、安房郡市広域市町村圏事務組合の常備消防(天津小湊分遣所)と非常備消防(分団数 6、団員数 124 人、車両 7 台)で組織されている。(平成 27 年 4 月 1 日現在)

非常備消防においては、地域の人口減少や高齢化の進行により、団員の確保が困難な状況にあるものの、その確保と施設・設備の充実を図る必要がある。

また、消防施設は、防火水槽 31 基、消火栓 145 栓を設置しているが、消防水利の基準に対して充足率は十分であるとはいえ、今後も、防火水槽や消火栓などの適切な設置を進める必要がある。(平成 27 年 4 月 1 日現在)

オ 防災・防犯対策

平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓に、事前防災や減災に関する取組みが強く求められており、いつ発生するか分からない大規模な自然災害に対して、平時に可能な対策を積み上げていくことが重要である。

これまで市内各地域の様々な災害に対する脆弱性を評価した上で、地域防災計画を改定し、これに基づく防災マップの作成・戸別配布、津波避難ビルの指定や海拔表示看板等の設置、関係機関との連携による治山・治水対策などの取組みを、大規模災害の発生に先立ち、優先度を付して実施してきた。

今後は、これら事業の充足や津波避難タワーの整備など、各種の津波対策を引き続き講じていくとともに、津波への対策のみならず、急傾斜地の崩壊や土砂災害への対策、木造住宅に係る耐震診断や耐震改修のほか、空き家対策などを促進することで、これまで以上に災害に強い地域を創造する必要がある。

また、防犯対策として、警察や地域防犯団体等との連携のもと、防犯教育や啓発活動を推進するとともに、防犯灯の適正配置とLED化を進め、市民ぐるみでの安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。

(2) その対策

ア 上水道対策

- 安全で良質な水の安定供給
 - 配水管等の維持管理
 - 適正な水質管理の実施
 - 広域水道事業への出資・補助
- 専用水道等の安全確保
 - 専用水道等の適正管理の促進

イ 下水処理対策

- 下水処理機能の充実
 - 合併処理浄化槽の設置促進

ウ ごみ処理対策

- ごみ処理体制の確立と関連する収集・処理・処分施設の整備充実
 - 一般廃棄物処理基本計画の推進
 - ごみ集積施設等の設置促進
 - ごみの広域処理の推進
 - 一般廃棄物最終処分場等の適正な維持管理
 - ごみ収集車両の更新
 - 安定焼却のための施設機能の維持確保
- ごみの減量化、再資源化の推進
 - ごみの排出抑制と負担の公平化
 - 資源ごみ回収の促進

ごみの減量化等に関する啓発の推進
生ごみ処理容器等の普及促進
焼却灰の効率的で安全な処理

エ 消防体制の充実

- 広域的な常備消防・救急体制及び施設・設備の充実
 - 広域的な常備消防・救急体制及び施設・設備の充実
- 消防団活動の環境整備及び消防施設・設備の計画的整備
 - 消防水利の充実
 - 消防車両等の更新
 - 消防団協力事業所表示制度の推進

オ 防災・防犯対策

- 防災対策の強化
 - 総合防災訓練の実施
 - 災害用非常食・資機材の備蓄
 - 防災行政無線の整備充実（再掲）
 - 防災ラジオの整備（再掲）
 - 地域における自主防災組織の育成支援
 - 防災マップの充実
 - 防災に関する出前講習等の実施
- 高潮・津波・水害対策の推進
 - 津波避難タワーの整備
 - 津波避難訓練の実施
 - 海拔表示看板の更新整備
 - 水門の維持管理
- 土砂災害対策の推進
 - 急傾斜地崩壊対策事業の促進
 - 土砂災害対策の促進
 - 治山・地すべり防止対策の促進
- 安全で快適な住まいづくりの促進
 - 住宅の耐震化等の促進
- 空き家対策の推進
 - 空き家対策の推進
- 防犯対策の推進
 - 地域防犯活動の促進
 - 防犯灯の設置と適正な維持管理

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 (上水道)	配水管等維持管理事業 配水管等の維持管理	鴨川市	
	(2) 下水処理施設 (その他)	家庭用小型合併処理浄化槽普及促進事業 単独浄化槽からの転換 25 基 汲取便槽からの転換 25 基 計 50 基	鴨川市	
	(3) 廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	旧天津小湊清掃センター煙突部解体事業 ダイオキシン等含有調査 発注仕様書作成業務 煙突部解体工事	鴨川市	
	(その他)	天津小湊一般廃棄物最終処分場施設整備事業 ミニショベルの購入 1 台	鴨川市	
	(5) 消防施設	消火栓整備事業 設置 2 箇所、修繕 4 箇所	鴨川市	
		消防車両整備事業 消防ポンプ自動車の購入 2 台	鴨川市	
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	空き家対策事業 特定空家判定に伴う現地調査業務	鴨川市	
		住宅耐震化促進事業 耐震診断・耐震改修等に対する支援 20 件	鴨川市	
		自主防災組織支援事業 自主防災組織に対する支援 5 組織	鴨川市	
		防災マップ整備事業 防災マップ (天津小湊地区版) の作成・配布	鴨川市	
	(8) その他	急傾斜地崩壊対策事業 天津 2 調査・設計業務、対策工事に対する負担金	千葉県	
		防犯灯整備事業 LED防犯灯の購入・設置 160 基 外	鴨川市	
		海拔表示看板整備事業 海拔表示看板の更新 71 箇所	鴨川市	
		津波避難タワー整備事業 整備工事	鴨川市	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者施策の充実

本市の65歳以上の人口の比率は35.2%、このうち旧天津小湊町の区域は39.9%であり、今後も高齢化が進んでいくことが予測される。(平成27年4月1日現在)

そこで、各種介護保険サービスの充実を進めるとともに、介護保険対象外の高齢者に対する自立・生活支援サービスの充実や寝たきり・認知症の予防など、介護が必要な状態にならないための健康づくり施策の強化、老人クラブ活動の支援やシルバー人材センターの活用等による高齢者の生きがい対策など、高齢者への総合的な対策を講じる必要がある。

また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加していることから、地域ぐるみで行う見守り事業をはじめ、総合保健福祉会館(福祉総合相談センター)及び天津小湊保健福祉センター(福祉総合相談センター・天津小湊)の両施設を拠点に実施をしている地域包括ケアと保健・医療・福祉・介護等に関する相談に対応するワンストップサービスの更なる充実を図る必要がある。

イ 子育て支援の充実

旧天津小湊町の区域には、市立の幼保連携型認定こども園である天津小湊認定こども園が1園あり、定員105人のところ、在園児数は71人である。(令和2年4月1日現在)

天津小湊認定こども園は、天津小湊幼稚園及び天津小湊保育園を認定こども園化し、令和2年4月1日に設置され、旧幼稚園園舎と旧保育園園舎を活用した施設分離型による運営を行っている。

今後は、天津小湊認定こども園の施設改修を行い、教育及び保育をより効率的に実施できる環境を整えていくとともに、保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズにきめ細かく対応するため、延長保育、一時預かり事業に加え、病児・病後児保育など、保育サービスの充実を図る必要がある。

また、留守家庭児童の健全育成と事故防止を目的とした学童保育については、平成27年4月から市内全地区の児童を対象に実施をされてはいるものの、運営に携わる保護者や指導員への負担を踏まえ、運営主体への更なる支援が求められている。

認定こども園の状況(旧天津小湊町の区域)

(単位:人)

施設名	収容定員	園児数	職員数(会計年度任用職員含)
天津小湊認定こども園	105	71	22

出典:子ども支援課調べ

ウ その他の福祉の推進

少子・高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの変容や女性の社会進出など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化したことから、福祉ニーズは増大し多様化している。

地域福祉活動の中核的役割を果たす民生委員・児童委員、福祉ボランティア団体においては、高齢化や後継者不足等による登録人数の減少など、この担い手の確保をはじめとする体

制の強化を行うことで孤独死や虐待等への対応を図るとともに、ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、各種支援制度の活用と相談・指導体制の充実を図る必要がある。

障害者福祉については、障害者の雇用機会の拡大と社会参加を促進するため、市民の理解と認識を深めていくとともに、相談・情報提供体制の整備、福祉サービスの充実を図る必要がある。

また、高齢者や障害者が円滑な社会生活を送ることができるようにするため、公共施設や公共空間におけるバリアフリー化を図る必要がある。

(2) その対策

ア 高齢者施策の充実

- 高齢者福祉等施策全般の総合的な推進
 - 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び推進
- 介護保険事業の円滑な運営・推進
 - 介護保険事業の運営
 - 地域支援事業（介護予防事業）の推進
 - 介護予防の推進
 - 認知症高齢者の支援
 - 在宅医療・介護連携の推進
 - 総合相談体制の充実
- 医療・福祉分野における人材の確保
 - 介護人材の確保
- ひとり暮らし高齢者の支援
 - 緊急通報システムの整備等
 - 高齢者世帯等の安否確認
 - 配食サービスの促進
- 高齢者の生きがいがづくり活動の促進
 - 老人クラブ活動の促進
 - シルバー人材センターの活用
- 敬老事業の促進
 - 敬老事業の促進

イ 子育て支援の充実

- 子ども・子育て支援施策全般の総合的な推進
 - 子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進
- 教育・保育サービスの充実
 - 教育・保育サービスの充実
 - 新たな幼保一元化の推進
- 地域子育て支援の充実
 - 地域子育て支援の充実
 - 学童保育の充実
 - 家庭児童相談の実施

- 児童虐待防止対策の推進
- ひとり親家庭等の支援
- 養育支援訪問事業の推進
- 子育て短期支援事業の推進
- 子育て家庭への経済的な支援の推進
 - 子ども医療費の助成の拡充
 - 出産祝金の支給
 - 児童扶養手当の支給

ウ その他の福祉の推進

- 健康福祉施策全般の総合的な推進
 - 健康福祉推進に関する計画の策定及び推進
- ふれあい・ささえあいのネットワークの形成
 - 福祉サービスの利用の促進
 - 福祉団体等の育成・支援
 - 見守りネットワークの形成
 - 虐待防止対策の強化
 - 権利擁護の推進
 - 総合相談体制の充実（再掲）
- 障害者関連施策全般の総合的な推進
 - 障害者基本計画・障害福祉計画の策定及び推進
- 総合相談・指導体制の整備
 - 総合相談・指導体制の整備
- 障害者を対象とした保健・医療・福祉サービスの充実
 - 福祉サービスの推進
 - 経済的支援の推進
- 障害者の社会参加の促進
 - 福祉的就労の促進
 - 地域での住まいの確保の推進
 - 移動コミュニケーションの支援
- バリアフリーのまちづくりの推進
 - バリアフリーのまちづくりの推進

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保 健及び福祉の向 上及び増進	(4) 認定こども園	天津小湊認定こども園改修事業 改修工事	鴨川市	
	(8) 過疎地域自立促 進特別事業	地域包括支援センター設置事業 運営委託 外	鴨川市	
		福祉総合相談窓口設置事業 運営委託 外	鴨川市	
		配食サービス促進事業 配食サービス (見守り支援) 外	鴨川市	
		緊急通報システム等整備事業 緊急通報システムの設置 外	鴨川市	
		高齢者世帯等安否確認事業 ひとり暮らし高齢者世帯等の安否 確認 外	鴨川市	
		学童保育事業 運営主体に対する支援 2 団体	鴨川市	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療環境の充実

本市には高度医療機能を有する大規模な民間病院をはじめ市立国保病院などが立地し、このうち旧天津小湊町の区域には2つの医院（呼吸器内科・内科）と2つの歯科医院がある。

また、救急医療については、市内に24時間体制の救急病院がある一方で、広域的な救急医療体制も構築されており、旧天津小湊町の区域を含め、医療水準が比較的高い恵まれた環境にある。

これらの環境を持続的に発展させていくため、広域的な救急体制等の充実に努めるとともに、安房郡市内における看護師等への就職希望者を支援することにより、本市周辺地域における看護師等の安定的な確保を図る必要がある。

イ 健康の推進

本市では、健康寿命延伸のため、小児からの生活習慣病対策や、特定健診・特定保健指導、各種がん検診の受診や食生活改善の促進、さらには健康づくりに関する各種団体との連携に努めるとともに、高齢期を迎えても寝たきりや認知症にならないよう様々な介護予防事業を推進している。

とりわけ旧天津小湊町の区域では、天津小湊保健福祉センターを活用し、保健師、管理栄養士等による食と運動を重視した教室の開催や介護予防サポーター等による地域の自主活動グループの育成・支援を行っている。

今後も、旧鴨川市の区域に所在する総合保健福祉会館（ふれあいセンター）との連携により、市民の健康づくり意識の高揚と地域資源を活用した主体的な健康づくりを図るとともに、生活習慣病予防・介護予防に重点を置いた保健事業の充実に努める必要がある。

(2) その対策

ア 医療環境の充実

- 地域医療環境の充実
 - 救急・休日・夜間医療の充実
- 医療・福祉分野における人材の確保
 - 看護師等の確保

イ 健康の推進

- 健康福祉施策全般の総合的な推進
 - 健康福祉推進に関する計画の策定及び推進（再掲）
- 保健サービスの充実
 - 生活習慣病対策の充実
 - 母子保健の推進
 - 歯科保健の推進
 - 予防接種の促進

自主的な健康づくりの支援

- 地域における健康づくり組織の育成・支援
 - 食育・栄養改善事業の推進
 - 健康づくり活動の促進
- 保健・医療等に関する情報ネットワークの構築
 - 総合相談体制の充実（再掲）

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育の充実

旧天津小湊町の区域では、幼稚園2園、小学校2校、そして旧天津中学校と旧小湊中学校を統合し、平成17年度に開校した中学校1校を設置・運営している。

なお、児童数の減少により、平成31年4月1日から天津小学校と小湊小学校を統合し、天津小湊小学校を設置することとなっている。

園児、児童及び生徒の数が総じて減少傾向にある中、保育・教育における子どもたちの連続した育ちを視野に入れた幼保一元化や小中一貫教育のより一層の推進が求められている。

さらに、ICT機器の導入による情報化社会への対応や、地域ボランティア（コーディネーター）との連携による幅広い教育を展開するとともに、遠距離通学者に対する負担軽減、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、就学が困難とならないための各種支援、いじめの防止など、教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた柔軟な対応が求められている。

これらに加えて、経年劣化が顕著な学校教育施設については、児童・生徒等の安全確保はもとより、良質で快適な教育環境を整えるため、計画的な整備を実施する必要がある。

幼稚園の状況（旧天津小湊町の区域）

（単位：人）

施設名	学級数	園児数	教員数
天津幼稚園	2	44	4
小湊幼稚園	2	16	3
計	4	60	7

出典：鴨川市統計書（平成26年版）

小学校の状況（旧天津小湊町の区域）

（単位：人）

施設名	学級数	児童数	教員数
天津小学校	8	157	15
小湊小学校	8	77	12
計	16	234	27

出典：鴨川市統計書（平成26年版）

中学校の状況（旧天津小湊町の区域）

（単位：人）

施設名	学級数	生徒数	教員数
安房東中学校	7	129	17

出典：鴨川市統計書（平成26年版）

イ 生涯学習の充実

本市は、生涯学習関連施設として11の公民館やわんぱくハウス、郷土資料館、図書館などを有している。快適な学習環境の提供とともに利用者の利便性の向上に資するため、施設の

適切な維持管理や機能の強化をはじめ、これまで以上に施設間の連携を強化する必要がある。

青少年健全育成の観点からは、青少年があらゆる生活の場において、様々な人間関係や活動を通して豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、青少年育成団体と学校、家庭、地域がさらに連携を深め、放課後子ども教室（土曜スクール）などの取組みを地域全体で押し進める必要がある。

また、本市には、城西国際大学観光学部（安房キャンパス）をはじめ、6つの大学の教育研究施設が立地するほか、自然環境や歴史・文化遺産に恵まれていることから、これらの環境を最大限に活かした生涯学習の振興施策が求められている。

ウ スポーツの振興

本市においては、県内有数の規模を誇る総合運動施設をはじめ、社会体育施設、学校体育施設の整備・活用により、市民スポーツの振興やスポーツイベント・合宿の誘致を進めてきたところであるが、スポーツ基本法の制定により、誰もが生涯にわたり、様々な形でスポーツに親しめる環境づくりがこれまで以上に求められている。

このため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に伴う関連イベントやプロスポーツ関連合宿の誘致、競技スポーツ・ユニバーサルスポーツの普及啓発を図るなど、スポーツを市民福祉の向上や地域振興に結び付ける取組みが必要である。

(2) その対策

ア 学校教育の充実

○教育施策全般の総合的な推進

教育振興計画の策定及び推進

○幼児教育の充実

幼児教育の充実

幼稚園施設の整備

○義務教育の充実

小中一貫教育の推進

子どもたちの学力・体力の向上

英語教育の充実

情報化に対応した教育の充実

学校・地域等との連携（学校支援ボランティアの育成と組織化）

いじめ防止等の対策の充実

特別支援教育の充実

就学のための保護者への支援

○教育環境の充実

校舎の整備

屋内運動場の整備

遠隔地児童・生徒の通学支援

学校給食の充実

○市内大学への入学の奨励

市内大学への入学の奨励

イ 生涯学習の充実

- 多彩な学習活動の促進
 - 公民館事業の充実
 - 大学等との連携による特色ある生涯学習プログラムの充実
 - 地域学習・ボランティア活動の支援
 - 児童・生徒の体験活動事業の推進
 - 家庭教育の支援
- 社会教育関連施設の整備充実
 - 社会教育関連施設の整備充実
- 読書・学習環境の充実
 - 図書資料の充実及び学習環境の整備
- 啓発活動の推進
 - 青少年の健全育成に関する啓発の推進
- 青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化
 - 青少年育成団体に関する活動の活性化
 - 青少年育成団体と地域の連携強化

ウ スポーツの振興

- 市民スポーツの振興
 - 総合型地域スポーツクラブの支援
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿等の誘致
 - 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿等の誘致
- 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致
 - 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致（再掲）

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 (校舎) (屋内運動場)	小・中学校空調設備設置事業 空調設備設置工事 実施設計、施工監理	鴨川市	
		天津小湊小学校屋内運動場大規模改修事業 実施設計 外 大規模改修工事	鴨川市	
		安房東中学校武道場非構造部材改修事業 施工監理 改修工事	鴨川市	
	(2) 幼稚園	幼稚園空調設備設置事業 空調設備設置工事 実施設計、施工監理	鴨川市	
	(4) 過疎地域自立 促進特別事業	遠距離通学費補助事業 学校統合に伴う生徒通学費の補助	鴨川市	
		小・中学校 I C T 機器整備事業 タブレット機器の導入	鴨川市	
		学校支援地域本部設置事業 学校支援ボランティアの育成と組織化	鴨川市	
		特別支援教育推進事業 特別支援教育支援員の配置	鴨川市	
		就学援助費等支給事業 就学援助費の支給 特別支援教育就学奨励費の支給	鴨川市	
		放課後子ども教室 (土曜スクール) 推進 事業 運営主体に対する支援 1 団体	鴨川市	
		読書・学習環境整備事業 図書館分室の図書資料購入	鴨川市	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 地域文化の振興

旧天津小湊町の区域における指定文化財は、古くから民間の保護活動によって保全されてきた国の特別天然記念物「鯛の浦タイ生息地」をはじめ、その多くが比較的良好な状態で保存されている状況にある。これらは、所有者や管理者が独自の方法で公開しているほか、説明板や標柱などの設置、所有者や管理者あるいは市が発行する出版物等で周知がなされ、その活用が図られている。

また、市民の芸術・文化活動については、公民館事業の中で指導者の提供を行うなど、幅広い活動支援を行っている。

今後は、引き続き指定文化財の保護・管理を図るとともに、多様な芸術・文化に接する機会や活動成果の発表機会の拡充を図る必要がある。また、潜在的な文化資源の掘り起こしを進め、これらの資源を有効に活用した地域活性化施策を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 地域文化の振興

○文化・芸術の振興

文化・芸術の振興

○歴史・文化の保全と活用

指定文化財保護活動の支援と適正保護の推進

市史の編さん、史・資料調査と保存・活用

地域の歴史・文化資源の周知と有効活用

(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興等	(3)その他	天然記念物保存整備事業 清澄の大スギの保存整備に対する支援	清澄寺、鴨川市	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 集落の維持・活性化

旧天津小湊町の区域は、集落を基礎として6つの地区で構成をされており、このうち、山間部に位置する清澄・四方木地区の人口はそれぞれ64人、87人と非常に少ない状況にある。

(平成27年4月1日現在)

両地区では、若年層の流出に伴う人口減少やひとり暮らし高齢者世帯の増加などから、集落機能の維持が大きな課題となっており、地域の活性化に向けた定住人口の増加対策はもとより、自発的な活動が継続的に行われるよう、必要に応じた支援が求められている。

このような中、平成25年度から平成26年度にかけて、行政と地域、サポーターとの協働により、活性化方策の指針となる基本構想及び活性化基本計画を策定した。

今後は、両地区の活性化を図るため平成27年度に立ち上げられた清澄・四方木地区活性化協議会を中心に、地域おこし協力隊との連携のもと、活性化基本計画に基づく取組みを推進する必要がある。

イ 地域コミュニティの維持・強化

本市の地域コミュニティは、従来からの地縁関係を基盤とした自治組織（区・町内会・隣組等）で形成されている。しかしながら、近年の少子・高齢化に加え、核家族化、ライフスタイルの多様化により、地域コミュニティの機能低下が懸念されている。

このことから、市民が様々な活動を自主的に展開することで、人がいきいきと輝く地域づくりを推進するため、既存の自治組織の活性化を図るとともに、未組織地域等における新たな組織のあり方を検討し、この組織化を進める必要がある。

なお、旧天津小湊町の区域におけるコミュニティ活動の拠点施設は、概ね各町内会単位に設置をされた青年館及びコミュニティ集会施設であり、このうち16施設については、平成22年4月1日付けで市から地元町内会へ無償譲渡を行った。また、施設の形態等の理由から譲渡を見送った2つの地区集会施設については、地元町内会を指定管理者に指定し、適正な維持管理に努めている。

これらを踏まえ、今後も引き続き、地元町内会が管理する地区集会施設の整備支援が求められるとともに、地域コミュニティのより一層の強化を図るため、幅広い世代の地域住民等が集い、交流できる施設の整備を進める必要がある。

ウ 居住環境の整備

旧天津小湊町の全域が都市計画区域に指定されている中、海岸沿いに位置する市街地には、家屋が密集し、建物の老朽化や建て詰まりのほか、道幅の狭い道路、公園の不足など、防災面や住環境面で様々な課題を抱えている。

このため、都市計画マスタープランに基づき、市民が将来にわたって住み続けることのできるまちづくりを推進するため、都市計画区域の見直しや土地利用誘導施策の導入についての検討、さらには狭あい道路の改善・解消を進める必要がある。

エ 定住の促進

本市の人口は年々減少傾向にあり、とりわけ旧天津小湊町の区域においては、その傾向が顕著であることから、人口減少に歯止めをかけるための定住促進対策は喫緊の課題であり、結婚支援のほか、第3子以降の出産の奨励、新規定住に伴う住宅取得の奨励等を継続的に実施するほか、新たな定住促進対策の検討を行っていく必要がある。また、これらの制度について効果的な周知を図る必要がある。

(2) その対策

ア 集落の維持・活性化

- 清澄・四方木地区における活性化施策の総合的な推進
清澄・四方木地区活性化基本計画に基づく取組みの推進

イ 地域コミュニティの維持・強化

- 自治組織の強化
自治組織への加入促進
新たな自治組織の立ち上げ支援
- 地域コミュニティ施設の充実
地区集会施設の整備支援
旧小湊中学校を活用した多世代交流施設の整備

ウ 居住環境の整備

- 良好な市街地環境の形成
都市計画区域の見直し
土地利用誘導施策の導入検討
- 快適な居住環境の実現
適正な宅地開発の誘導
狭あい道路の整備
- 公園・緑地の整備
身近な公園の維持管理

エ 定住の促進

- 結婚支援の充実
結婚支援の充実
- 子育て家庭への経済的な支援の推進
出産祝金の支給（再掲）
- 安全で快適な住まいづくりの促進
新規定住に伴う住宅取得の奨励
- 医療・福祉分野における雇用・サービスの提供の場の拡充
鴨川版C C R C構想の策定及び推進
- 医療・福祉関連産業の地域間競争力の強化
医療・福祉等関係者間における利用者支援情報ネットワークの整備検討

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	清澄・四方木地区活性化事業 活性化施策の総合的な推進	清澄・四方木地区活性化協議会、 鴨川市	
		地区集会施設整備支援事業 施設整備に対する支援	鴨川市	
		出産祝金支給事業 出産祝金の支給 25 件	鴨川市	
		住宅取得奨励事業 新規定住に伴う住宅取得奨励金の交付 5 件	鴨川市	
	(3) その他	狭あい道路整備事業 狭あい道路の拡幅整備 10 路線	鴨川市	
		多世代交流施設整備事業 実施設計 外 改修工事、駐車場整備工事	鴨川市	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 雇用対策

旧天津小湊町の区域では、少子・高齢化のほか、若年層を中心に都市部への人口流出が続いている。地域経済は総体的に伸び悩み傾向にあり、これに伴い雇用情勢も厳しい環境にあることから、雇用の拡大に資する取組みとして、公共職業安定所等の関係機関との連携を図りながら、就職情報等の収集・提供等のもとより、地元への就職希望者やU・J・Iターン希望者への職業相談を促進する必要がある。

また、本市における企業立地や雇用の促進を図るため、平成26年4月から一定の要件を満たす事業所の新設又は増設に対する奨励制度を運用しており、これらを活用して雇用の場の確保に努める必要がある。

イ 協働のまちづくり

本格的な地方分権の時代を迎え、地方自治体を巡る環境の変化や、市民ニーズの多様化により、多様な主体の連携による協働のまちづくりが求められている。

近年、地域課題の解消などを目的とするボランティア団体、市民活動団体、NPO等の活動が市内で芽生えており、引き続きこれらの団体の活動に対する支援が必要である。

また、協働のまちづくりを進めるためには、市政情報が分かりやすく市民に周知される必要があることに加え、市民の意見が市政に的確に反映される必要があることから、広報誌や市ホームページなどによる積極的な情報提供のほか、市民相談室やパブリックコメントなどを通じた市民の声の把握に努める必要がある。

(2) その対策

ア 雇用対策

○雇用相談の充実

求人情報コーナーの機能強化

○多様なニーズに即したきめ細かな就労情報の提供

若年者等の就職活動への支援

シルバー人材センターの活用（再掲）

○企業立地と雇用の拡大の促進

企業立地等の促進（再掲）

○医療・福祉分野における雇用・サービスの提供の場の拡充

鴨川版CCRC構想の策定及び推進（再掲）

医療・福祉関連企業等の誘致

イ 協働のまちづくり

○広報・広聴活動の推進

広報誌等の充実

市ホームページの充実

- 市民相談室の設置・運営
- パブリックコメント制度の活用促進
- 情報発信・交流の推進
 - SNS等を活用した情報発信・交流の推進（再掲）
- 情報公開・個人情報保護の推進
 - 情報公開・個人情報保護の推進
- 行政協力体制の整備
 - 市政協力員の設置
- 市民活動の支援
 - 市民提案によるまちづくりの支援
 - 市民活動の支援
- 民間団体による公益的活動への支援
 - 民間団体による公益的活動への支援
- 大学との連携
 - 大学との連携による地域の課題解決と活性化の促進

(3) 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の 自立促進に関し 必要な事項	(1) 過疎地域自立促 進特別事業	市民提案によるまちづくり支援事業 市民活動団体等に対する支援	鴨川市	

◎過疎地域自立促進特別事業一覧（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	浜荻漁港機能保全事業 機能保全計画策定	鴨川市	
		あわび種苗放流事業 種苗の購入・放流に対する支援	東安房漁業 協同組合、 鴨川市	
		ちょうせんはまぐり種苗放流事業 種苗の購入・放流に対する支援	東安房漁業 協同組合、 鴨川市	
		温泉事業活性化支援事業 温泉を活用した取組みに対する支援	小湊温泉組 合、鴨川市	
		観光駐車場維持管理事業 小湊駅前駐車場	鴨川市	
		観光イベント事業 連夜の花火等の開催に対する支援 トレイルラン等の誘致	一般社団法 人鴨川市観 光協会、鴨 川市 外	
		国道等花壇整備事業 花壇の植栽・管理	鴨川市	
2 交通通信体系 の整備、情報化 及び地域間交流 の促進	(11) 過疎地域自 立促進特別事 業	コミュニティバス運行事業 北ルート（磯貝～内浦山県民の森） 清澄ルート（天津小湊支所～奥清澄）	鴨川市	
3 生活環境の整 備	(7) 過疎地域自立 促進特別事業	空き家対策事業 特定空家判定に伴う現地調査業務	鴨川市	
		住宅耐震化促進事業 耐震診断・耐震改修等に対する支援 20 件	鴨川市	
		自主防災組織支援事業 自主防災組織に対する支援 5 組織	鴨川市	
		防災マップ整備事業 防災マップ（天津小湊地区版）の作成・ 配布	鴨川市	
4 高齢者等の保 健及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域自立 促進特別事業	地域包括支援センター設置事業 運営委託 外	鴨川市	
		福祉総合相談窓口設置事業 運営委託 外	鴨川市	

		配食サービス促進事業 配食サービス（見守り支援）外	鴨川市	
		緊急通報システム等整備事業 緊急通報システムの設置 外	鴨川市	
		高齢者世帯等安否確認事業 ひとり暮らし高齢者世帯等の安否確認 外	鴨川市	
		学童保育事業 運営主体に対する支援 2団体	鴨川市	
6 教育の振興	(4)過疎地域自立 促進特別事業	遠距離通学費補助事業 学校統合に伴う生徒通学費の補助	鴨川市	
		小・中学校 I C T機器整備事業 タブレット機器の導入	鴨川市	
		学校支援地域本部設置事業 学校支援ボランティアの育成と組織化	鴨川市	
		特別支援教育推進事業 特別支援教育支援員の配置	鴨川市	
		就学援助費等支給事業 就学援助費の支給 特別支援教育就学奨励費の支給	鴨川市	
		放課後子ども教室（土曜スクール）推進 事業 運営主体に対する支援 1団体	鴨川市	
		読書・学習環境整備事業 図書館分室の図書資料購入	鴨川市	
8 集落の整備	(2)過疎地域自立 促進特別事業	清澄・四方木地区活性化事業 活性化施策の総合的な推進	清澄・四方 木地区活性 化協議会、 鴨川市	
		地区集会施設整備支援事業 施設整備に対する支援	鴨川市	
		出産祝金支給事業 出産祝金の支給 25件	鴨川市	
		住宅取得奨励事業 新規定住に伴う住宅取得奨励金の交付 5件	鴨川市	
9 その他地域の 自立促進に関し 必要な事項	(1)過疎地域自立 促進特別事業	市民提案によるまちづくり支援事業 市民活動団体等に対する支援	鴨川市	

鴨川市

〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450
TEL 04-7092-1111 FAX 04-7093-7851